

令和5年度砂利採取業務主任者試験案内

砂利採取法第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を以下のとおり実施します。

1 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができます。

2 試験日時

令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで（120分）
但し、天候、交通機関等の都合により試験が実施出来ない場合は、別途知事が指定する日とする。

3 試験実施場所

- 那覇市（沖縄県本庁舎内会議室）
- 宮古島市（沖縄県宮古合同庁舎内会議室）
- 石垣市（沖縄県八重山合同庁舎内会議室）

4 受験手続き

受験希望者は、(1)の受験願書配布場所にて受験願書及び整理票を入手し、(2)の期間内に、(3)の提出書類等を揃えて、沖縄県商工労働部産業政策課に提出してください。（受験票は後日郵送します）

- (1) 沖縄県商工労働部産業政策課ホームページで受験願書及び整理票のデータをダウンロードできるものとするほか、以下の場所及び郵送でも配布する。
- 商工労働部産業政策課（那市泉崎1-2-2 行政棟8階（北側）、電話:098-866-2330）
 - 総務部宮古事務所総務課（宮古島市平良西里1125 2階、電話:0980-72-2551）
 - 総務部八重山事務所総務課（石垣市真栄里438-1 2階、電話:0980-82-3040）
 - 郵送による配布を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書請求」と朱書きし、120円切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（角形2号封筒：240mm×332mm）を同封すること。
 - データをダウンロードされる場合の整理票の印刷及び作成方法について整理票のデータはA4用紙（210mm×297mm）2枚分あります。
A4普通紙に1枚ずつ片面印刷し、全面のり付けで貼り合わせるか、A4厚紙に両面印刷いただき、整理票の用紙を作成ください。

(2) 受験願書受付期間

令和5年9月25日（月）から同年10月13日（金）までの平日とし、受付時間は9時から17時まで（12時から13時までの時間は除く）とします。

※ 提出は原則として簡易書留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とします。

(3) 提出書類等

- 受験願書：1部
- 整理票：1部
- 写真：1枚 正面上半身の脱帽、無背景。提出前6ヶ月以内にカラー撮影したもの、縦6cm×横4cm（裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載し、受験願書の所定欄に貼付）
- 沖縄県証紙（受験手数料）：8,100円分（受験願書の所定欄に貼付）
- 受験手数料について、願書受付後は、申し込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

5 試験当日の注意事項

- (1) 受験者は、試験当日に受験票を持参し、試験開始15分前までに試験会場に入室してください。
- (2) 遅刻は、試験開始後30分まで受験を認めます。
- (3) 退室は、試験開始時間の40分後から試験終了時間の10分前まで認めますが、再入室は認めません。退室時には解答用紙を提出してください。
- (4) 試験問題及び注意事項は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認めます。

6 合格発表

- (1) 令和5年11月30日（木）から1週間、本庁、宮古事務所及び八重山事務所掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、産業政策課ホームページ上でも掲示します。

但し、宮古事務所及び八重山事務所掲示板の合格発表については、当該事務所で受験した者がいた場合に行います。

(2) 合格者に対しては、合格証を交付します。

問い合わせ先

沖縄県 商工労働部 産業政策課
産業基盤班

TEL 098-866-2330 (直通)

Mail aa055204@pref.okinawa.lg.jp